

仕 様 書

1 業務名

新型コロナウイルス感染症現地対策本部用パソコン設定・管理業務

2 業務概要

札幌市内の施設に設置された、新型コロナウイルス感染症現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）において使用するパソコンについて、次の設定、管理サービスを行うものとする。

(1) ネットワーク等設定対象機器（想定を超えた場合については、「4 利用料金等について」を参照）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ア 委託者が所有するノートパソコン | 想定：20 台 |
| イ 委託者が所有するプリンター | 想定：2 台 |
| ウ ポケット Wi-Fi | 想定：3 台（うち2台は委託者所有） |

(2) 内容

ア 業務に係る打合せ等

業務開始時、初回初期設定時前及び業務完了時にそれぞれ1回の計3回、委託者と打合せを行うこと。

イ パソコンのネットワーク環境の構築及び初期設定

新型コロナウイルス感染症対策業務の一環として、札幌市内の施設に現地対策本部が設置される場合、工事不要かつ迅速性の高い方法（ポケット Wi-Fi の使用等）で当該本部のネットワーク環境を構築し、ノートパソコン（以下「パソコン」という。）やプリンターが安定した状態で使用できるよう、現地対策本部にて機器の設置、配線及び初期設定を行うこと。

ウ Google Workspace（旧 G suite）の初期設定及び管理

2(1)アのパソコンについて、Google 社が提供するファイル等を共有できる有償クラウドサービス（以下「Google Workspace」という。）の Business Standard プランを利用するための初期設定を行い、アカウントの管理等を行うこと。

エ ウイルス対策ソフトの初期設定及び管理

2(1)アのパソコンについて、トレンドマイクロ社のウイルスバスター等の有償のウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルス対策のセキュリティ技術を利用するための設定、管理を行うこと。

(3) 現地対策本部での設定業務に係る対応時間

10 時～17 時

（現地対策本部の設置状況により、平日に限らず休日及び年末年始も含む。）

3 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

4 利用料金等について

- (1) Google Workspace、ウイルス対策ソフト及びポケット Wi-Fi の利用手続については、受託者にて行うこと。
- (2) Google Workspace については、ユーザー 1 名当たりの月額料金を基本料金とする。当初は 20 ユーザー分を想定しているが、現地対策本部の設置状況等により、台数の増減があり得るものとする。
なお、上記ユーザー数の他に、管理アカウントとして 1 ユーザーの使用を認める。この管理アカウントの利用料は、管理料に含むものとする。
- (3) ウイルス対策ソフトについては、パソコン 1 台当たりの年額料金（年度末まで）を基本料金とする。当初は 20 台分を想定しているが、現地対策本部の設置状況等により、台数の増減があり得るものとする。
- (4) ポケット Wi-Fi については、受託者が用意する機器 1 台当たりの年額料金（年度末まで）を基本料金とする。機器は委託者が所有する 2 台を優先的に使用するが、現地対策本部の設置状況等により、必要に応じて不足分を受託者で用意するものとする。
- (5) 1 か月に満たない期間の利用料金等は、Google Workspace については 1 月当たりの利用料金、ウイルス対策ソフト及びポケット Wi-Fi については年額料金（年度末まで）として考えるものとする。

5 予定数

本業務における予定数量は次のとおりである。ただし、この予定数はこれまでの実績等から想定したものであり、本業務の履行にあたり、この数量を確約するものではない。

- (1) 現地対策本部設置に係る予定数
 - ア 初期設定回数
1 月当たり 2 回（時期が重なる場合がある。）
 - イ パソコン等の初期設定数
 - (ア) パソコン 1 回当たり 10 台
 - (イ) プリンター 1 回当たり 1 台
 - (ウ) ポケット Wi-Fi 1 回当たり 1 台
- (2) 利用数
 - ア Google Workspace 20 ユーザー（パソコン 20 台分）
 - イ ウイルス対策ソフト 20 ユーザー
 - ウ ポケット Wi-Fi 1 台（他 2 台は委託者所有）

6 入札価格について

総価により行う。入札価格は、上記 5 に示した予定数量に、以下(1)及び(2)の区分ごとの 1 単位当たりの単価を乗じ、また、月額については、契約締結が想定される 11

月から3月の期間である5か月分を乗じて得た金額を記載することとする。

(1) 現地対策本部の初期設定料（1月当たり2回、1回当たり10台を想定）

現地対策本部1回当たりのパソコン1台当たりの料金

（上記料金には、プリンター及びポケットWi-Fiの設定料金を含む。）

(2) 利用料（年度末まで使用することを想定）

ア Google Workspace 1ユーザー当たりの月額料金

イ ウイルス対策ソフト 1台当たりの年額料金

ウ ポケットWi-Fi 1台当たりの年額料金

(3) 管理料

本業務を遂行するにあたり必要な1月当たりの料金

（受託者が使用するGoogle Workspace管理アカウントの利用料を含む。）

7 支払金額

契約単価に対して、上記3の履行期間における実件数を乗じた額に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

なお、業務等が発生しなかった場合の保証金額は見込んでいないため留意すること。

8 留意事項

(1) 現地対策本部は、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれの少ない環境に設定しているが、マスクを着用するとともに、こまめな手洗い、手指消毒などの一般的な感染防止策を講じた上で、委託者の依頼に基づき業務を行うこと。

(2) 委託者が業務を依頼する日時については、現地対策本部の設置状況によるため、受託者は委託者の連絡に即座に対応できるよう緊急連絡先をあらかじめ委託者に伝えておくこと。

(3) 現地対策本部の場所、ネットワーク環境、設定が必要なパソコン及びプリンター台数等については、状況等に応じて委託者が決定する。業務を依頼する前日までに本市業務担当者から受託者の緊急連絡先へ連絡を行うので、あらかじめ対応できるよう準備しておくこと。

(4) 当該業務の履行にあたり、委託者が用意するパソコン、プリンター以外の必要な機材、資材や車両等に係る経費は、全て受託者の負担で行うこと。

(5) 当該業務の履行にあたり、札幌市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(6) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙1「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(7) 本仕様書に定めない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度受託者は委託者と協議を行うこと。

9 納品物

- (1) 業務完了届（月ごと作業内容を提出すること。）
- (2) 設定等作業チェック表（作業を実施した全台分を提出すること。）

10 業務担当者

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 大堀、服部、道
（札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19）

TEL : 011-676-3625

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。